

見 積 説 明 書

公 告 日
令和7年10月14日

次のとおり見積合せを行いますので、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）第62条の規定により公告します。

本件見積合せ参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、三重県電子調達システム（物件等調達）（以下「調達システム」という。）により参加してください。

1 案件名及び売却物件

（1）案件名

伊賀市阿保地内の県有普通財産（土地）の売却

（2）売却物件

【土地】 所在地：伊賀市阿保字桐ノ木2173番58、同番66、同番67及び同番68
区 分：土地
地 目：公衆用道路（公簿） 雑種地（現況）
地 積（合計）：195㎡（公簿） 196.79㎡（実測）
※物件の詳細は別紙「物件調書」に記載のとおり

2 最低売却価格

金 551,012円

3 競争見積参加者及び落札者に必要な資格

（1）競争見積参加資格

- ア 当該競争見積に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 三重県電子調達システム（物件等）の利用登録をしている者であること

（2）落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下、「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 次の①から⑦までのいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者
 - ② 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益等を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ④ 暴力団若しくは暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員

＜参考：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）＞

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

＜参考：無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）＞

（観察処分）

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。

二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。

三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

4 見積合せに関する事項

- (1) 本件見積合せは、調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。書面による見積書の提出方法については、15(7)をご確認ください。
- (2) 本件見積合せは、開封事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、15(3)の見積書を提出するまでに下記「調達システム利用登録申請を担当する課・班」に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」という。）を行い、登録確認を受けてください。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本件見積合せの 15(3)の見積書を提出した後は、書面による見積への途中変更はできません。
- (4) 調達システムに係る運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。運用基準については下記の URL からご参照ください。
<https://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/87970000001.htm>

5 見積参加者及び落札候補者に求められる義務

見積合せに参加を希望する者は、電子入札システム又は書面より見積書の提出を行ってください。なお、落札候補者にあつては、見積合せ実施後に(1)から(4)までの書類を15(5)の締切日時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

- (1) 誓約書（別添様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者及び三重県内に住所がある個人にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの。）の写し（提示可）
- (4) ＜参加者が法人の場合＞法人役員名簿（別添様式）

6 物件の現地確認について

見積合せ参加者において必ず現地をご確認ください。「物件調書」は物件の概要を把握するための資料ですので、見積までに見積合せ参加者自身において、現地及び利用に係る諸規制等について調査確認を行ってください。見積説明書及び物件調書の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。

なお、15(1)のとおり現地説明会を行います。(参加を希望される方は、15(1)において示す期日までに契約事務担当所属までご連絡ください。)

7 見積方法及び落札者の決定方法について

- (1) P7～8「見積合せに際しての注意事項」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、3(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 見積参加者及び見積金額については、落札決定後、入札情報サービスにて公開します。
- (4) 最低売却価格に満たない金額による見積をしたときは、その者の見積は無効となります。

8 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項の定めるところによります。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りま

す。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

契約保証金については、契約代金に全額充当します。

- (3) 契約は、下記「契約に関する事務を担当する課・班」（以下「契約事務担当所属」という。）に記載する所属で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

9 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約代金から契約保証金を除いた残額を、契約の際に県が発行する納入通知書（払込書）により発行日から25日以内にお支払いいただきます。その他契約条項の定めるところによります。

10 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、売買代金が完納されたことを確認後、三重県が管轄法務局に嘱託しますが、事前に個人の方は住民票（発行から3ヶ月以内のもので、かつマイナンバーが記載されていないもの）、法人の方は登記事項証明書（発行から1ヶ月以内のもの）を提出いただきます。ただし、法人の方にあつては会社法人番号等を三重県に通知することにより登記事項証明書の提出を省略することができます。
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。
- (4) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (5) 契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、売

買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

- (6) 上記(5)にかかわらず、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項に規定する「消費者契約」に該当する場合は、契約締結後において、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、当該物件に種類又は品質に関して契約に適合しないものがあり、契約を締結した目的を達せられない場合には契約の解除を、その他の場合には三重県に対し履行の追完、売買代金の減額又は損害賠償の請求をすることができます。

なお、三重県の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とします。

11 見積合せ及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、落札者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

13 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

14 その他

- (1) 当該見積に質疑（見積合せ手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の見積・契約に関する一切の事項）がある場合は、15(2)にある締切日時までに行うものとします。（※回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。）
- (2) 本件見積合せの事項その他に疑義がある場合は、見積に関する事務を担当する課・班（以下「見積事務担当課」という。）に説明を求め、十分ご承知おきください。見積合せ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件見積合せの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、見積説明書等に基づき適正な見積を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、見積説明書等に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規程を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則及び三重県電子調達システム（物件等）運用基準等に定めるところによります。
- (7) 見積参加者が1者になった場合は見積合せを中止又は延期することがあります。
- (8) 越境物の処理については、県は関与しませんので、隣接者間で解決していただくこととなります。契約締結後に判明した場合も同様です。

15 期間の設定（時間は、24時間表示となっています。）

(1) 現地説明会

次のとおり現地説明会を行います。（雨天決行）

令和7年10月23日（木）14時から16時までの間で実施予定

※参加希望の方は、令和7年10月20日（月）15時までに契約事務担当所属までご連絡ください。（希望者がいない場合は開催いたしません。）

(2) 質疑等の提出締切日時

令和7年10月29日（水）16時まで

《結果回答》

令和7年11月4日（火）16時までにいきます。

※ 本システムから質疑等を行い、回答を確認してください。

ただし、書面による見積参加者にあつては、提出締切日時までに、見積事務担当所属に書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。すべての質疑への回答は「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行ないます。

※ 質疑申請提出の有無に関わらず、見積書提出前には必ず質疑申請の回答状況を確認してください。

(3) 見積書提出の締切日時

見積書提出日 令和7年11月13日（木）15時まで

※ 見積書の提出は、電子入札システムにより提出してください。

書面により見積書を提出する場合は、見積書提出締切日時までに、見積事務担当所属が指定する下記(7)に記載する郵便局に「一般書留郵便又は簡易書留郵便」で「局留郵便」として提出をしてください。（提出方法は、下記(7)を参照してください。）

内訳書の提出の可否 不要

(4) 開封の日時

見積書開封日時 令和7年11月13日（木）15時30分

※ 見積書を提出された事業者で開封への立ち会いを希望される場合は、事前に見積事務担当所属へ連絡をしてください。

(5) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和7年11月20日（木）16時まで

落札候補者にあつては、見積合せ実施後に 5(1)から(3)の書類を見積事務担当所属に提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明等をお願いする場合があります。

(6) 契約書作成の可否

要

(7) 書面による見積書の提出方法と指定する郵便局

【手順】

① 事前に見積事務担当所属に、「書面により見積合せに参加する」旨の連絡を入れてください。

② 見積書提出締切日時までに一般書留郵便又は簡易書留郵便により、見積事務担当所属が指定する郵便局へ局留郵便で送付してください（必着）。

【指定する郵便局】

※ 封筒には、提出する「案件名」のほか、「局留めにする郵便局の郵便番号」、「同住所」、「受取人」及び「三重県庁内郵便局留」とする旨を記載してください。（下記「指定する郵便局の宛名等参照」）

また、見積書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

※ 見積書が、見積書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

(指定する郵便局の宛名等)

- ・ 指定する郵便局の郵便番号 : 5 1 4 - 0 0 0 6
- ・ 指定する郵便局の住所 : 津市広明町 1 3 番地
- ・ 指定する郵便局 : 三重県庁内郵便局留
- ・ 受取人 : 受取人「三重県県土整備部県土整備財務課経理 1 班」
- ・ 案件名 : 「伊賀市阿保地内の県有普通財産(土地)の売却」見積書在中

■ **見積に関する事務を担当する課・班**

県土整備部県土整備財務課経理 1 班 担当 関口
電 話 059-224-2653 F A X 059-224-2415

■ **契約に関する事務を担当する課・班**

県土整備部公共用地課審査調整班 担当 奥山
電 話 059-224-2661 F A X 059-224-2809

■ **調達システム利用登録申請を担当する課・班**

出納局会計支援課企画支援班
電 話 059-224-2785/2787 F A X 059-224-2784

見積合せに際しての注意事項

- 1 本項目の(1)から(3)は参加資格、(4)から(7)は落札資格となります。
 - (1) 競争見積に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (3) 三重県電子調達システム（物件等）の利用登録をしている者であること。
 - (4) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - (5) 落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (6) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (7) 次の①から⑦までのいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者
 - ② 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益等を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ④ 暴力団若しくは暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員
- 2 落札候補者は、見積事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - (1) 誓約書（別添様式）
 - (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者及び三重県内に住所がある個人にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの。）の写し（提示可）
 - (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの。）の写し（提示可）
 - (4) ＜参加者が法人の場合＞法人役員名簿（別添様式）
- 3 本システムの見積案件に参加するためには、事前に電子調達システム利用登録申込手続が必要です。
- 4 見積価格は契約希望額としてください。（今回の見積合せは、土地の売買であり、消費税及び地方消費税は非課税です。）提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができますものとします。
- 6 見積額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、本システムを利用したくじ引きにて落札候補者を決定します。

なお、書面により見積合せに参加する事業者は、あらかじめ見積書に見積価格やくじ番号等必要事項を記載するものとし、開封の立ち会いを希望しない場合は、本システムへの見積価格及びくじ番号登録を三重県職員に委任したものとみなします。
- 7 会計規則第71条の各号のいずれかに該当する者の提出した見積書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の見積書は無効と取り扱います。

落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

（無効要件）

次に該当する見積合せについては、その者の見積を無効とします。また、再度見積には参加できないものとします。

 - (1) 見積合せに参加する資格のない者が見積したとき。
 - (2) 見積者又はその代理人が同一事項の見積合せに対し二以上の見積をしたとき。（例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に見積を行った場合）

- (3) 見積者又はその代理人が他人の見積の代理をしたとき。
 - (4) 調達システム利用登録者とＩＣカード取得者氏名が異なっているとき。
 - (5) 見積に際して談合等の不正があったとき。
 - (6) 見積者が定刻までに見積書を投函しないとき。
 - (7) 見積者が提出した見積書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
 - (8) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (9) 最低売却価格に満たない金額による見積をしたとき。
- 8 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定をうけている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項の第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- 9 契約締結権者は、落札者が、暴排要綱第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 10 落札者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- 11 契約締結権者は、落札者が 10 のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第 7 条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 12 契約書の作成、提出については、規則第 76 条、第 77 条によります。
- 13 見積者が 1 者となった場合に見積を中止又は延期する場合があります。
- 14 見積者は、最初に行なった見積等の方式を変更（例：紙見積⇄電子見積）することはできません。
- 15 調達システムと見積説明書（仕様書）の表記に相違がある場合は、見積説明書の表記を優先するものとします。
- 16 見積説明書及び物件調書の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。
- 17 契約締結権者は、規則第 80 条第 1 項各号又は第 2 項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 18 契約締結権者は、落札者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第 81 条に基づき、同条第 1 項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- 19 契約締結権者は、落札者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第 82 条に基づき、違約金を徴収します。
- 20 公告に記載がない事項については、規則に定めるところによります。
- 規則については下記の URL からご参照ください。

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj>

（「三重県法規集データベース」内「五十音検索」内「か」よりお選びください）